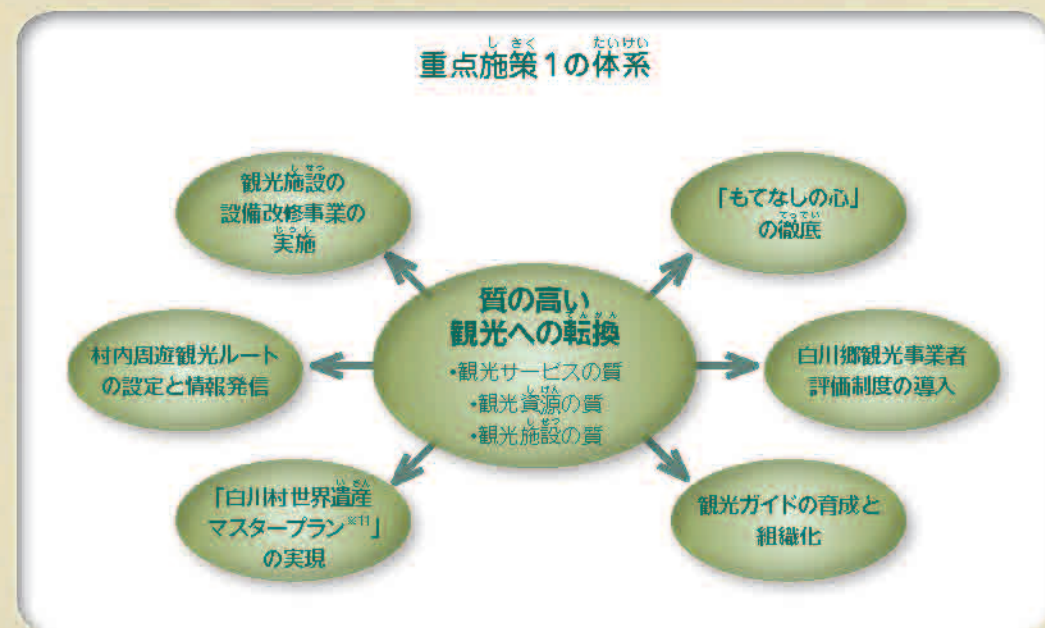


【重点施策1】

5-3 質の高い観光への転換

単独村として自立していくためには、人口減少に歯止めをかけることが必須条件です。人口を維持するためには若者の流出を防ぎ、新住民を受け入れるなどの対策が必要ですが、そのためには、村に安定した産業基盤^{※8}がなくてはなりません。村の基幹産業^{※4}となりつつある観光業を、リピーターを増やす、観光客の滞在時間を延ばす（宿泊客数を増加させる、村内周遊観光を定着させる）などして、安定した産業として育成していくことが重要です。そして、観光業が安定することで、これに結び付ける形での新産業の創出や第六次産業^{※9}の創出などが検討できるようになります（重点施策2参照）。

村には他の市町村にない国内外の人が訪れる観光需要^{※10}があります。この需要^{※10}を最大限に活かすために観光サービスの質を高め、さらに発展させることが、「白川村」を守る土台となるのです。



【観光サービスの質の向上①】 「もてなしの心」の徹底		【目標年度】 平成25年度完了	【関連基本計画】 4-3-3 参照
内容	お客様から「また来るよ」と言ってもらえる白川郷をめざして、観光客と村民が良好な関係を築くことのできる観光地を形成します。		
役割分担	村民	村民全員で、村を訪れてくれる人たちに「もてなしの心」をもって接するよう心がける。	
	観光事業者	定期的に「マナー講習会」を受講するとともに、お客様が「また来たい」と言ってくれるためには何が必要かということをも徹底的に考え、実践する。	
	関係団体	観光協会を中心として観光事業者に向けた「マナー講習会」を定期的に開催し、お客様に快適に過ごしていただく基本的なマナーを全事業者が身に付けられる環境を整備する。	
	役場	村民や観光事業者の活動を積極的に支援する。	

- ※8) 基盤
物事を成立させるための基礎となるもの。
- ※9) 第六次産業
東京大学の今村奈良田名誉教授が提唱した造語。農林業（第一次産業）と製造業（第二次産業）、小売業（第三次産業）を組み合わせた新しい経営形態のことを言う。
- ※10) 需要
商品に対する購買力の裏づけのある欲望。または、その社会的総量。
- ※11) マスタープラン
基本的な方針として位置付けられる計画。基本計画。

【観光サービスの質の向上②】 白川郷観光事業者評価制度の導入		【目標年度】 平成27年度運用開始	【関連基本計画】 4-3-3 参照
内容	観光業の質の安定を図るため、観光客の代表者、専門家等による評価制度を定め、実施します。これによって、各事業者は自分たちのサービス内容を客観的に評価することができるようになります。		
役割分担	観光事業者	観光事業者評価制度の実施に協力する。評価結果を反映し、観光サービスの向上に努める。	
	関係団体	観光事業者評価制度の創出について検討し、運用する。	
	役場	評価制度の制定と運用に協力する。特に、観光事業者に対して理解と協力を呼びかけ、また、評価結果を対外的に周知する方法（例：ミシュランガイド等）について検討し、質の高い観光客の確保と観光客数の増加につなげる。	

【観光サービスの質の向上③】 観光ガイドの育成と組織化		【目標年度】 平成27年度完了	【関連基本計画】 4-3-1 参照
内容	国内外から訪れる観光客が村の魅力をも十分に理解した上で楽しめるよう観光ガイドを育成し、事業として成り立つよう組織化を進めます。（重点施策5との連携）		
役割分担	村民	村に関する知識を身に付け、観光ガイドとして村の魅力を伝える。	
	関係団体	観光ガイドに対応できる人材を発掘し、育成するとともに、その広報活動を行う。また、外国人観光客が安心して訪問できるよう多言語での案内窓口（電話、ホームページ等）を設置する。	
	事業者	観光ガイドを組織化し、事業化を検討する。	
	役場	観光ガイドの育成と組織化、事業化を積極的に支援する。	

【観光資源の質の向上①】 「白川村世界遺産マスタープラン」の実現		【目標年度】 平成23年度開始	【関連基本計画】 4-1-1 参照
内容	世界遺産の継承と豊かな暮らしの両立をめざすことを目的として策定された「白川村世界遺産マスタープラン」の実現に向けた取り組みを進めます。		
役割分担	村民	世界遺産は村全体の遺産であるとの意識をもち、保存活動に協力する。	
	関係団体	マスタープランの内容を理解し、実現するための様々な施策に参画する。	
	役場	マスタープランで定められた方針を実現するための具体的な方策を検討し、実施する。	

【観光資源の質の向上②】 村内周遊観光ルートの設定と情報発信		【目標年度】 平成27年度完了	【関連基本計画】 4-3-1 参照
内容	新たな周遊観光資源の発掘と、年齢・目的・移動手段・滞在形態などに応じた周遊ルートを設定し、これを定着させるために、マップなどの広報資料を作成し、各種メディアを通じて情報を発信します。		
役割分担	村民	子どもたちを始めとする村民の目をもって新しい観光資源を発掘し、周遊観光ルートを検討するためのワークショップに参加する。	
	関係団体	ホームページなどで情報を発信する。	
	事業者	PR活動に伴う資金援助を検討する。	
	役場	ワークショップを企画するとともに、マップなどの広報資料の作成、各種メディアを通じての情報発信などを積極的に進める。	

【観光施設の質の向上】 観光施設の設備改修事業の実施		【目標年度】 平成32年度完了	【関連基本計画】 4-3-3 参照
内容	各観光施設、特に宿泊施設における老朽化した設備の改修・充実を図ることにより、新たな観光客の誘致とリピーターの創出、周辺地域への宿泊客流出防止につなげます。		
役割分担	観光事業者	各施設の今後の展望（誘致する顧客層等）を明確にし、アドバイザー（インテリアデザイナー、コンサルタント等）の指導を受けながら、設備改修・拡充を進める。	
	関係団体	各施設の顧客層に応じた設備改修・拡充の方向性を整理し、アドバイザーなどと指導を受ける。また、各施設の情報をとりまとめ、観光客に向けたPRを行う。	
	金融機関等	設備改修に伴う融資条件などの緩和について検討する。	
	役場	設備改修に伴う一部費用の助成の可能性について検討する。また、各施設における設備改修に際してのアドバイザー（インテリアデザイナー、コンサルタント等）の派遣を支援する。	

- ※12) 客観的
特定の立場にとらわれず、物事を見たり考えたりするさま。
- ※13) 周知
世間一般に広く知れ渡っていること。また、広く知らせること。
- ※14) 継承
前代の人の身分・仕事・財産などを受け継ぐこと。
- ※15) 参画
事業・政策などの計画に加わること。
- ※16) PR
パブリック・リレーションズの略で、個人や組織の存在あるいはめざしている方向に対して、世論や一般消費者から支持を得られるように活動すること。PR活動には広告媒体の活用、販売促進手段の展開など様々なものが考えられる。
- ※17) 誘致
招き寄せること。
- ※18) アドバイザー
助言を行う人。
- ※19) コンサルタント
専門分野に応じた、診断・助言・指導を行うことを職業としている専門家。
- ※20) 融資
資金を融通すること。
- ※21) 緩和
厳しさを減らす程度を和らげること。
- ※22) 派遣
ある使命をもっておむかせること。

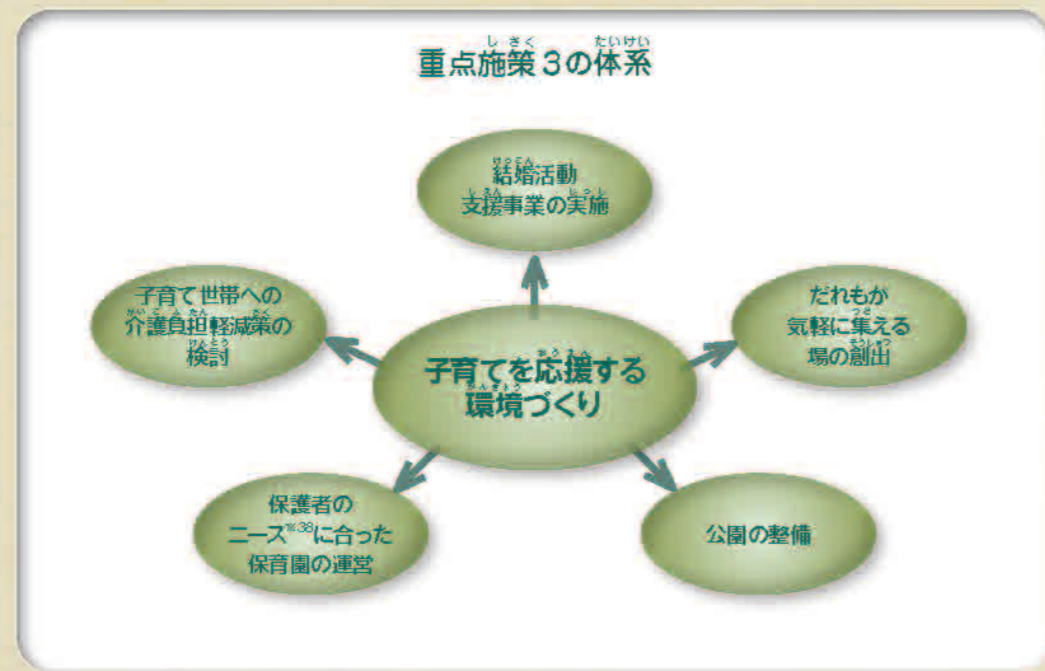


5-5 子育てを応援する環境づくり

村の人口減少を抑制するためには、抜本的な少子化^{※36}対策を進めることが必須となります。しかしながら、「子どもをたくさん産みましょう」と言っても、それはすぐに実現できることではありません。まずは、安心して村で子どもを育てられる環境、育てやすい環境をつくることから始める必要があります。

今回の総合計画を策定するに当たっては、村の女性のみなさんの声を聞く機会も設けました。「ちょっとした時に子どもを見ていてくれる場所があれば良い」「子どもたちが気軽に遊びに行ける場所がほしい」など、いろいろな意見をいただきました。

子どもたちは村の宝です。村全体で子育てを応援していく環境をつくります。



【少子化 ^{※36} 対策】	【目標年度】	【関連基本計画】
結婚活動支援事業の実施	平成23年度開始	6-1-1 参照
内容	独身者の結婚を支援する結婚活動支援事業を実施します。	
役割分担	独身者	積極的に結婚活動に参加する。
	関係団体	支援事業の運営に協力する。
	役場	支援事業を実施し、独身者の結婚活動をサポートする。

※36) 少子化

出生率の低下に伴い、総人口に占める子供の数が少なくなる。統計的には、合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子供の数）が人口置換水準（長期的に人口が増減しない水準）に達しない状態が続くこと。

【子育て支援①】	【目標年度】	【関連基本計画】
だれもが気軽に集える場の創出	平成27年度完了	6-1-1 参照
内容	保護者の情報交換の場、子どもたちの遊び場、お年寄りの交流の場として、だれもが気軽に集える空間を整備します。	
役割分担	保護者のみなさん	「集いの場」を整備するに当たって、どんな機能があると思うか、整備計画の策定に協力する。
	村民	「集いの場」などにおける子育てを支援する。
	企業等	「集いの場」の提供・整備に協力する。
	役場	村民の意見を活かした整備計画を策定し、「集いの場」を整備する。



【子育て支援②】	【目標年度】	【関連基本計画】
公園の整備	平成27年度完了	1-1-3 参照
内容	子どもたちを始めとして、みんなが安心して遊び、集うことのできる公園を整備します。	
役割分担	子どもたち	公園づくりにあたってのアイデアを提供する。
	村民	完成後の公園管理に協力する。
	役場	子どもたちの意見を取り入れた整備計画を策定し、用地確保・事業実施を進める。

【子育て支援③】	【目標年度】	【関連基本計画】
保護者のニーズ ^{※37} に合った保育園の運営	平成27年度完了	6-1-2 参照
内容	保護者の要望を確認した上で、休日保育の実施を検討するなど、子育ての実態に合った保育園の運営に努めます。	
役割分担	保護者	希望する保育機能について考え、子どもを育てやすい環境づくりに協力する。
	保育園	保護者の要望や生活の実態に合った保育園運営に努める。
	役場	保護者の要望や生活の実態に合った保育園運営に努める。

【子育て支援④】	【目標年度】	【関連基本計画】
子育て世帯への介護負担軽減策の検討	平成27年度完了	6-1-1 参照
内容	子どもを育てながら介護も行っている世帯への負担軽減策について検討します。	
役割分担	村民	負担軽減策に関するアイデアや意見を積極的に伝える。
	関係団体等	負担軽減策の実施に協力する。
	役場	対象世帯の意見を聞きながら、実施することが可能な負担軽減策について検討する。

※37) ソーシャル・コミュニケーター

福祉や環境保護、教育など、あらゆる社会的な活動に関し、その意義や理念、手法などを伝える役割を果たす人。具体的な職業や資格ではないが、社会的活動について一般の人に理解・共感させ、協力してもらうために必要な人材として、注目されるようになってきている。

※38) ニーズ

消費者の意識化された必要性のこと。



【重点施策4】
しやうがいの

5-6 生涯を安心して過ごす ことのできる村づくり

超高齢社会※39を迎え、村民の約3割が高齢者となっています。そして、10年後にはさらにその割合は増えることが予想されており、この対策に今から備えておかなければなりません。

また、村の厳しい気候条件のもとでは、お年寄りだけで生活していくことは難しいという現実もあります。その結果、最近では、都市部に住む子どもたちを頼って、村を離れていくお年寄りも出てきています。

村の流出人口を抑制するためにも、また、お年寄りがもつ知恵を後世に継承※14するためにも、高齢者が生涯を安心して村で過ごすことのできる白川村になることが大切です。



村づくり
の
ヒント⑥

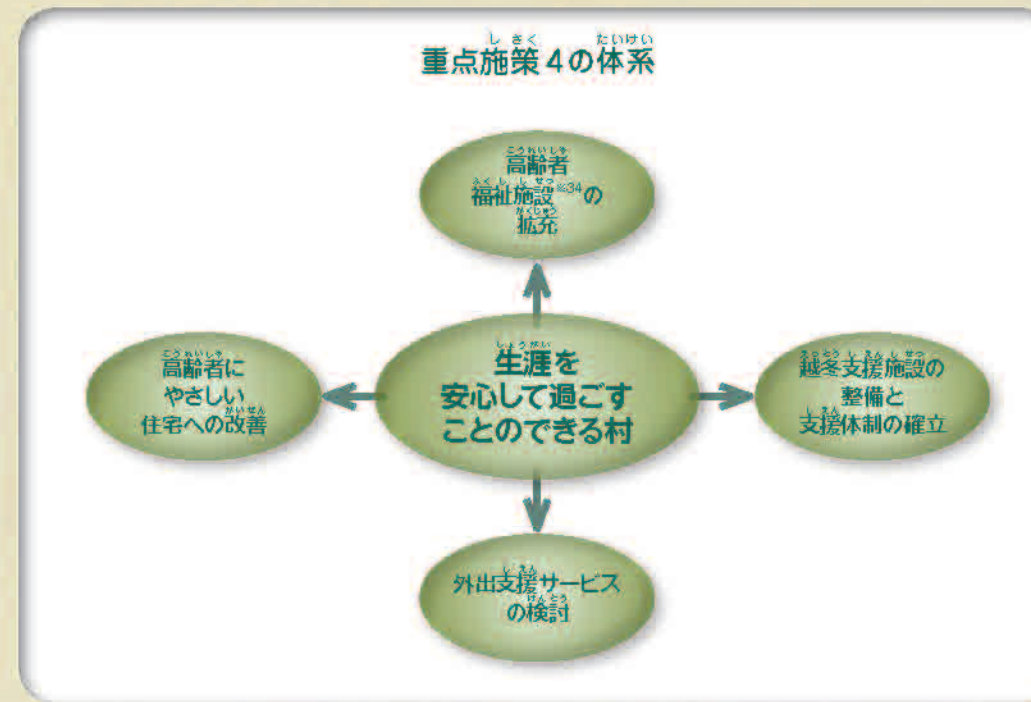
空き教室を利用したデイサービス
～埼玉県川口市～

川口市の老人デイサービスセンター「芝南れんげそう」は、市立芝南小学校の空き教室を利用した施設です。子供たちは休み時間などにここにやってきて、おじいちゃん、おばあちゃんと遊んだり、体操をしたりします。



※39) 高齢社会

総人口中に占める65歳以上の高齢者人口の比率が、一般的に7%を超え、しだいに増えていく状態がある程度に達し、ほぼ定常状態になる社会。



高齢者福祉施設※34の拡充		【目標年度】 平成27年度完了	【関連基本計画】 3-3-2 参照
内容	特別養護老人ホーム※40・ターミナルケア施設※41など、村内だけでなく、全国的に不足している高齢者福祉施設※34を拡充します。		
役割 分担	村民	介護福祉士※42など、介護に関する知識や技術の習得に努め、福祉施設での就業に活かす。	
	企業等	村内での営業・営業支援を検討する。	
	役場	企業等に営業を働きかけるとともに、村営施設の整備拡充について検討する。	

越冬支援施設の整備と支援体制の確立		【目標年度】 平成27年度完了	【関連基本計画】 3-3-2 参照
内容	高齢者世帯への越冬支援対策として、集団生活の場を確保し、これを運用します。また、自宅内で越冬される方への支援体制を構築※43します。		
役割 分担	役場	冬期の集団生活の場を確保するとともに、自宅内で越冬される方への支援体制をつくり、運用する。	

外出支援サービスの検討		【目標年度】 平成23年度完了	【関連基本計画】 3-3-2 参照
内容	公共交通機関※44を利用することが困難な高齢者の移動を助ける外出支援サービスの実施について検討します。		
役割 分担	役場	外出支援サービスの実施について検討する。	

高齢者にやさしい住宅への改善		【目標年度】 平成32年度完了	【関連基本計画】 3-3-2 参照
内容	高齢者世帯への災害対策、バリアフリー※45対策としての住宅改善を実施します。		
役割 分担	役場	高齢者世帯への災害対策（通報機器の設置等）、バリアフリー※45対策（段差解消、衛生器具※46の近代化※47等）としての住宅改善を支援する。	

※40) 特別養護老人ホーム

身体上または精神上に著しい障害があり常時介護を必要とするが、居宅でこれを受けることの困難な65歳以上の高齢者を養護するための施設。

※41) ターミナルケア施設

治療困難な患者と家族を対象に、身体・精神両面の終末期ケアを行う施設。延命治療が中心ではなく、苦痛と死に対する恐怖の緩和を重視し、自由と尊厳が保障された生活の中で死を迎えられるよう援助する。

※42) 介護福祉士

身体または精神に障害があつて日常生活に支障のある人に食事・入浴・排泄などの世話をし、家族に介護の指導をする職。昭和62（1987）年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」による国家資格。

※43) 構築

組み立てて築くこと。

※44) 公共交通機関

不特定多数の人々が利用する交通機関。

※45) バリアフリー

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

※46) 衛生器具

洗面化粧台・洗面器・手洗い器・便器・浴槽などの水回り器具。

※47) 近代化

封建的なものを排して、物事を科学的、合理的に行うようにすること。

【重点施策5】

5-7 村民全員「ふるさと博士」の認定

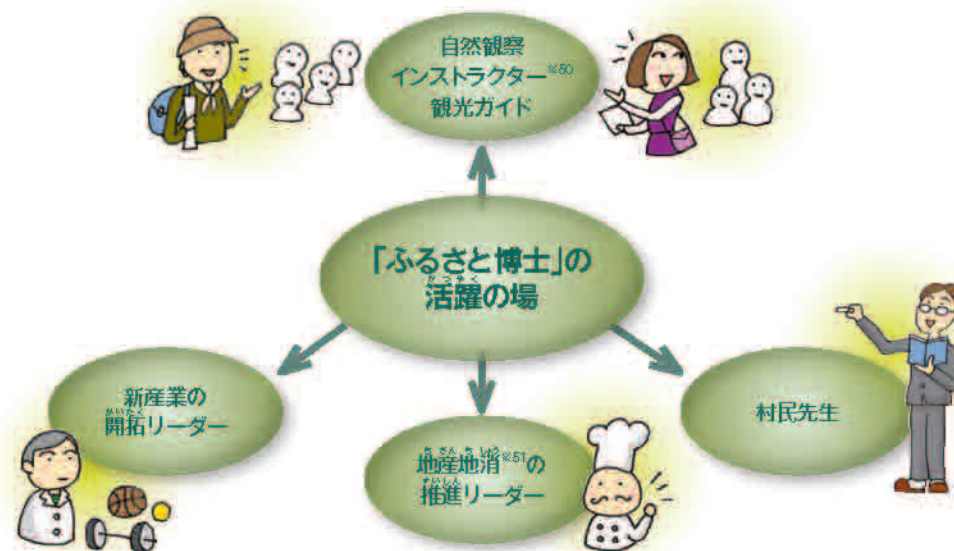
単独村として自立していくためのキーポイントとなるのは、村民自身が、自分のこと、村のことを可能な限り知る努力をし、これを活かしていくための方策を自分たちで考えることです。これによって、村民の個性と村特有の資源を活かした新しい活性化^{※48}策を実施することができ、実際に村づくりを行う人材の発掘と育成につながります。

また、「地球環境を守る」、「CO₂（二酸化炭素）排出量削減に貢献する」と言っても、自分たちに何ができるのかよくわからないと思います。まずは、身近な自然環境を観察し、環境に対する理解と意識を高めることが第一歩です。

「ふるさと博士」は、すべての村民が自分の個性と村特有の資源（自然、歴史、生活文化等）を再認識し、再発見することを目的として実施するものです。

「ふるさと博士」認定制度の制定と運用		【目標年度】 平成24年度運用開始	【関連基本計画】 1-3-3, 4-1-3 参照
内容	村民全員が自分の個性と村の資源を活かした「ふるさと博士」になれる認定制度を制定し、これを運用します。		
役割 分担	村民	自分の特技や興味のあることは何か考え、「ふるさと博士」となるための認定活動に参加する。	
	事業者・団体等	調査プロジェクト ^{※1} の実施を支援する（トヨタ白川郷自然学校など）と同時に、「ふるさと博士」の活躍の場を提供するなど、活動のバックアップ ^{※49} を行う。	
	役場	認定制度を制定し、この運用を支援する。	

「ふるさと博士」活躍の場のイメージ



- ※48) 活性化
村の活動を活発にすること。
- ※49) バックアップ
後ろだてとなること。援助してもらったこと。
- ※50) インストラクター
指導員。
- ※51) 地産地消
その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。

STEP 1 「ふるさと研究員」の認定

- ・「ふるさと研究員」は、つぎの調査プロジェクト参加者、あるいは、自分の得意なことに関する自由研究レポートなどを提出することによって認定される。
- ・対象者は、小学生以上の村民全員とする。

自然環境調査

- ・村民が調査員になって、特定の対象についての自然環境調査を実施する。
- ・調査指導はトヨタ白川郷自然学校の協力を得て行う。

歴史・生活文化調査

- ・村民が調査員になって特定のフィールド^{※52}の歴史・生活文化調査（写真撮影やスケッチ、聞き取りなど）を行い、その結果を発表しあう。
- ・古文書の読み方や調査の方法、講評^{※53}など、郷土の研究者などの協力を得て行う。（生活文化の例：村の伝統食、祭り・芸能、歳時記^{※54}、人物、技術・作業、工芸、伝承^{※55}遊びなど）



STEP 2 「ふるさと博士」の認定

- ・「ふるさと博士」は、年に1回程度、分野別に数名を認定し、認定式において披露する。
- ・対象者は、小学生以上の村民全員とする。
- ・認定された「ふるさと博士」は、博士のバッジなどを付け、村民や観光客から常に何の博士かわかるようにしておく。
- ・認定された「ふるさと博士」は、「ふるさと研究員」が参加する調査プロジェクトの企画や、自然観察インストラクター^{※50}、観光ガイド、村づくり塾などの講師として活躍する。

「ふるさと博士」活躍の場の例

- ① 自然観察・文化観賞など、質の高い観光事業の支援
 - ・自然観察インストラクター^{※50}、観光ガイドとして活動
 - ・説明看板・解説アイテム・観光マップの製作支援
- ② 地産地消^{※51}の推進リーダー
 - ・特産品^{※31}開発や村のオリジナルメニューづくりの実施・指導
- ③ 新産業の開拓リーダー
 - ・調査プロジェクトや研究成果を活かした新産業の創出を支援
- ④ 「村民先生」として教育活動を支援
 - ・学校の総合学習や村づくり塾、キャリア教育^{※56}などの講師として活動
 - ・生涯学習^{※57}の講師として活動

- ※52) フィールド
学術などの専門分野。領域。
- ※53) 講評
指導的な立場から、理由などを述べながら批評を加えること。
- ※54) 歳時記
1年のおりおりの自然・人事などを記した書物。歳事記とも書く。
- ※55) 伝承
ある集団の中で、古くからあるしきたり・信仰・風習・言い伝えなどを受け継いで後世に伝えていくこと。また、そのようにして伝えられた事柄。
- ※56) キャリア教育
文部科学省では、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」と定義づけている。
- ※57) 生涯学習
生涯学習は、全国民が主体的に生涯学び続けること。生涯学習はそれを保障するための働きかけ、及び条件整備。学校教育も生涯教育の一環。